

あなたの投票所はこちらです

|                              |                            |                               |                                |
|------------------------------|----------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| <b>第1投票所</b><br>志水公民館        | <b>第2投票所</b><br>二区公会堂      | <b>第3投票所</b><br>山柴公民館         | <b>第4投票所</b><br>橋本公民館          |
| <b>第5投票所</b><br>川口コミュニティセンター | <b>第6投票所</b><br>八幡人権交流センター | <b>第7投票所</b><br>上区公会堂         | <b>第8投票所</b><br>やわた流れ橋交流プラザ    |
| <b>第9投票所</b><br>有都交流センター     | <b>第10投票所</b><br>内里公会堂     | <b>第11投票所</b><br>戸津公会堂        | <b>第12投票所</b><br>美濃山公会堂        |
| <b>第13投票所</b><br>長町南集会所      | <b>第14投票所</b><br>くすのき小学校   | <b>第15投票所</b><br>男山第二中学校      | <b>第16投票所</b><br>中央センター集会所     |
| <b>第17投票所</b><br>男山第三中学校     | <b>第18投票所</b><br>橋本幼稚園     | <b>第19投票所</b><br>くすのき保育園      | <b>第20投票所</b><br>八幡第四幼稚園       |
| <b>第21投票所</b><br>南センター集会所    | <b>第22投票所</b><br>柿ヶ谷集会所    | <b>第23投票所</b><br>コミュニティセンター月愛 | <b>第24投票所</b><br>美濃山コミュニティセンター |

# 7月21日(日)は参議院議員選挙

## 投票開票 午前7時から午後8時まで 午後8時45分から文化センター・小ホール

### 投票所設置場所一覧

| 投票区 | 投票所 所在地                          | 対象地域                                     |
|-----|----------------------------------|--|
| 1   | 志水公民館 八幡岸本35-4                   | 一区(一部)                                   |
| 2   | 二区公会堂 八幡三本橋1-1                   | 二区(双栗含む)                                 |
| 3   | 山柴公民館 八幡山柴48・49                  | 三区(一部)                                   |
| 4   | 橋本公民館 橋本堂ヶ原36                    | 橋本(一部)                                   |
| 5   | 川口コミュニティセンター 川口萩原24-1            | 川口(高原を除く)・八幡(番賀・小西)                      |
| 6   | 八幡人権・交流センター 八幡軸63                | 六区                                       |
| 7   | 上区公会堂 岩田高木82-2                   | 上区                                       |
| 8   | やわた流れ橋交流プラザ 上津屋里垣内56-1           | 中区                                       |
| 9   | 有都交流センター体育館(旧都児童センター体育館) 下奈良今里17 | 下区                                       |
| 10  | 内里公会堂 内里東ノ口33                    | 内里                                       |
| 11  | 戸津公会堂 戸津北小路34                    | 戸津(一部)                                   |
| 12  | 美濃山公会堂 美濃山古道55-1                 | 美濃山・戸津(一部)・八幡(御幸谷の一部)                    |
| 13  | 長町南集会所 八幡長町3-67                  | 八幡(長町・樋ノ口)・川口(高原)                        |
| 14  | くすのき小学校 男山金振9                    | 男山(金振・竹園の一部)                             |
| 15  | 男山第二中学校 男山石城3                    | 男山(石城・弓岡)                                |
| 16  | 中央センター集会所 男山八望3                  | 男山(八望・東)                                 |
| 17  | 男山第三中学校 男山笹谷3                    | 男山(美桜・長沢・笹谷・雄徳・指月)                       |
| 18  | 橋本幼稚園 橋本中ノ池尻15                   | 橋本(一部)・西山                                |
| 19  | くすのき保育園 八幡吉野垣内3-1                | 三区(一部)・石清水ビューハイツ含む                       |
| 20  | 八幡第四幼稚園 男山松里1                    | 男山(吉井・松里)・八幡(安居塚・中ノ山・南山・備前・長谷の一部)・福祿谷の一部 |
| 21  | 南センター集会所 男山竹園2                   | 男山(香呂・竹園の一部)                             |
| 22  | 柿ヶ谷集会所 八幡柿ヶ谷80-12                | 八幡(柿ヶ谷・長谷の一部)・福祿谷の一部                     |
| 23  | コミュニティセンター月愛 八幡月夜田81-1           | 八幡(月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・水泊・ノノ坪・御幸谷の一部)      |
| 24  | 美濃山コミュニティセンター 欽明台西70             | 欽明台・岩田大谷・内里大谷                            |



### 投票はこのように

**白色** 選挙区選出議員  
比例代表選出議員

**黄色** 選挙区選出議員

投票所では、ここに掲載した方法で投票してください。選挙は、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙です。

※一部、取り扱いが異なる投票所があります。

「選挙区」と表示している投票紙へ入れてください

「比例代表」と表示している投票紙へ入れてください

候補者名や政党名などを書いてください

投票箱

次に比例代表の投票用紙(白色)をお渡しします

「比例代表」と表示している投票紙へ入れてください

投票のとき、目の不自由な人は「点字」による投票ができます。

候補者の名前を自分で記入できない場合は、投票所事務従事者が本人から直接お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載します。

身体障がいのある人(戦傷病者を含む)または常時介護を必要とする人は、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。

身体障がいのある人(戦傷病者を含む)または常時介護を必要とする人は、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。

身体障がいのある人(戦傷病者を含む)または常時介護を必要とする人は、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。

**八幡市で投票ができる人は**

参議院議員通常選挙に八幡市で投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。

①日本国民  
②平成31年4月3日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人(現在住民でなくとも住民登録期間が3カ月以上であれば投票できる場合があります)  
③平成13年7月22日以前に生まれた人

**市内転居は投票所に注意**

市内で住所変更された場合は、届け出日によって投票所が変わります。  
【今年6月24日までに届出した場合】  
新しい住所の投票所で投票していただくことになります。

**4月4日以降に転入された人は**

平成31年4月4日以降に八幡市へ転入届をされた人は、前住所地で投票できません。

【今年6月25日以降に届出した場合】  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地で投票していただくことになります。

この場合、投票入場券が届かないことがありますので、市選挙管理委員会へ選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票当日、投票所で投票入場券の交付を受けてください。

また転出された人でも、転出後一定期間(原則的に4カ月間)は、市の選挙人名簿に登録されており、八幡市で投票することができるようになります。この場合、「投票入場券」に代え、「投票のお知らせ」のハガキに投票方法が記載されています。

**期日前投票をご利用ください**

7月5日(金)～7月20日(土)  
午前8時30分～午後8時  
市役所1階第1会議室(警備員室前)

投票当日に都合の悪い人は、事前に市役所で期日前投票ができます。土、日、祝も受け付けます。投票入場券を持参ください。

投票入場券の裏面に期日前投票の記入方法が記載されています。あらかじめ記入し、受付がスムーズです。

病院等の不在者投票施設や滞在地の選挙管理委員会でする不在者投票制度もあります。詳しくは市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

**投票所入場券を忘れずに**

あなたの投票所は「投票所入場券」に記載されています。あらかじめ確認してください。

市は、事前にハガキの「投票所入場券」を有権者の皆様に郵送します。投票日には忘れずにお持ちください。なお、受付時には、入場券に記載しているバーコードをパソコンで読み込みます。

秘密は厳守しますので、投票所の係員に、お気遣い申し出てください。

**郵便による投票ができる人**

身体障がいのある人(戦傷病者を含む)または常時介護を必要とする人は、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。

身体障がいのある人(戦傷病者を含む)または常時介護を必要とする人は、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。

身体障がいのある人(戦傷病者を含む)または常時介護を必要とする人は、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。

参議院議員通常選挙投票入場券

投票区: 〇〇区  
投票所: 〇〇公民館

投票日: 令和元年7月21日(日)  
投票時間: 午前7時～午後8時

投票者: 〇〇 〇〇 〇〇

投票区: 〇〇区  
投票所: 〇〇公民館

投票日: 令和元年7月21日(日)  
投票時間: 午前7時～午後8時

投票者: 〇〇 〇〇 〇〇

**期日前投票の手続き**

投票入場券が7月9日(火)になったら届かないときは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。万一紛失されたら、選挙人名簿に登録されている投票所で投票してください。

投票入場券が7月9日(火)になったら届かないときは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。万一紛失されたら、選挙人名簿に登録されている投票所で投票してください。

投票入場券が7月9日(火)になったら届かないときは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。万一紛失されたら、選挙人名簿に登録されている投票所で投票してください。

**親から子 願う幸せ 夢の票**

市選挙管理委員長 森田孝利

任期満了に伴い、7月21日(日)に参議院議員通常選挙が執行されます。選挙制度は民主主義の根幹であり、多くの有権者の皆さんが投票に参加することは政治参加の第一歩、大事なことです。棄権は、私たちの権利を放棄することになります。

素敵な社会、希望を持てる社会になるよう貴重な一票を投じましょう。すべての有権者の皆さんが貴重な一票を投じてくださいますよう、投票所お待ちしています。

**海外に長期滞在される人にも投票の機会があります**

国政選挙に限って、海外に長期滞在されている人も投票することができます。

投票を希望される人は、事前に在外選挙人証の交付を受けておく必要があります。滞在されている国の日本大使館や領事館へ申し出て、在外選挙人の登録手続きをしてください。

選挙区選挙、比例代表選挙のいずれも投票できます。

※地方公共団体の選挙については、海外から投票することはできません。詳しくは市選挙管理委員会へ。

**今回の選挙から**

特定枠制度が導入されます。従前はすべての候補者の当選順が各候補者の得票数で決定していたところ、今回から、政党等が候補者届け出をする際に、一部の候補者を優先的に当選させることができるようになりました。

希望する人は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付が必要です。

郵便等投票証明書の交付を受けていない場合: 早めに身体障がい者手帳が戦傷病者手帳を持って市選挙管理委員会事務局へ申請してください。

郵便等投票証明書の交付を受けていない場合: 市選挙管理委員会事務局に投票用紙請求書を備えていますので、請求にお越しください。

郵送でも代理人でもできます。

なお郵便による不在者投票用紙などの請求期限は、7月17日(水)までです。